

6.補装具の購入費・修理費の支給

<補装具とは>

補装具とは

- ① 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの
- ② 身体に装着(着用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
- ③ 給付に際して専門的な知見(医師の判定又は意見)を要するものです。

<主な補装具の種類>

手帳の記載事項	補装具の種類
視覚障害等	盲人安全杖・眼鏡(色めがね以外)・義眼
聴覚障害等	補聴器
上肢・下肢障害等 上肢・下肢・四肢機能全廃 難病患者等	義手・義足・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助杖・座位保持装置・ 重度障害者用意思伝達装置 など

※希望する補装具には、所持する身体障害者手帳の障害の状況にその補装具を必要とする障害状況が記載されていることが必要です(難病患者等の対象疾患は14～15ページをご参照下さい)。

(例)盲人安全杖 ← 手帳に「視覚障害等」が記載されていること

※補装具の交付・修理は身体障害者福祉法に基づく交付のほか、

健康保険法に基づく交付、**労災補償法に基づく交付**があり、これらの法に基づく交付は、身体障害者福祉法より優先します。

※**介護保険対象者**については、介護保険制度から優先して給付されることが原則となります。

- ①介護保険第1号被保険者…65歳以上の方。
- ②介護保険第2号被保険者…40歳以上65歳未満で**特定疾病***が原因となって、介護や支援が必要であると認定された方(特定疾病の詳細は14ページをご覧ください)。

<利用者負担>

所得等に配慮した負担となっており、なお、世帯の所得に応じて次の区分の負担上限額が設定されます。

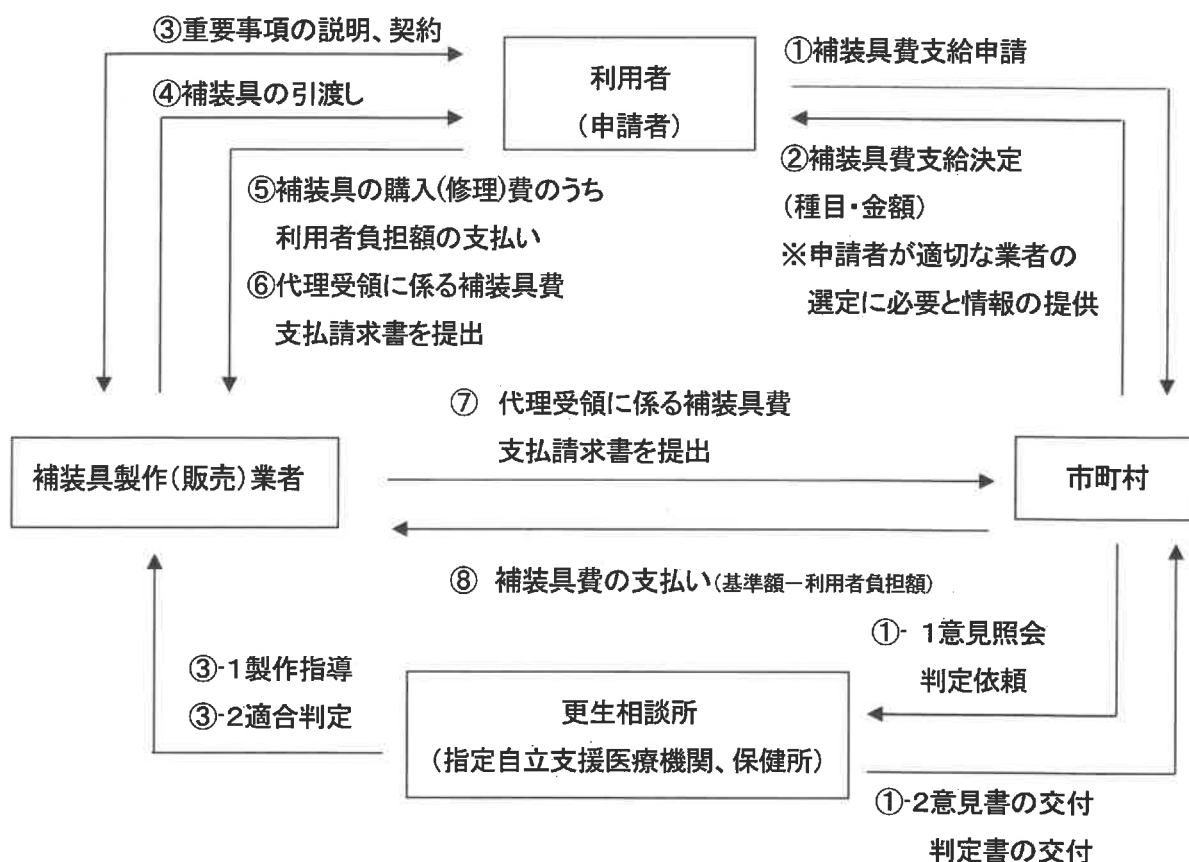
なお、本人又は配偶者のうち、市民税所得割が46万円以上ある方がいる場合は補装具費の支給対象外となります。

生活保護	生活保護受給世帯	負担上限月額 0円
低所得	市町村民税非課税世帯	負担上限月額 0円
一般	市町村民税課税世帯で市民税所得割額が46万円未満の方	負担上限月額 37,200円

※ 補装具購入費の支給には、補装具の種目ごとに給費額の基準があります。したがって基準を超えた額の補装具を購入した場合、超過した額は自己負担となります。

※ 障害福祉サービスの自己負担額と補装具の自己負担額の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。詳しくは22ページをご覧ください。

<補装具費の支給のしくみ>



※補装具の制度ではありませんが、補聴器の購入等を助成する施策として次のものがあります。

軽・中度難聴児の補聴器購入費等助成	サービス内容	対象者	窓口
	新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費を助成します。また、耳あて(イヤモード)及び耳穴型シェル(オーダーメイド)の交換に要する経費についても助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・次の要件を全て満たす児童の方 ①保護者が市内に住所を有すること。 ②申請時、助成対象児の年齢が0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。 ③原則、両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。 ④補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること。 ※所得制限があります。	こども福祉課 Tel 784-8127